平成２８年（フ）第１７５号
岡山市北区岡町２番15号岡輝第一ビル312
債務者　中村　安彦
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２号
岡山市北区津高785番地２吉本コーポ201、旧住所岡山市南区新保949番地11ハーモニーハイツ206
債務者　小田　正輝
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１８９号
東京都板橋区板橋３丁目44―３
債務者　江頭いつか
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２０１号
東京都大田区西糀谷１丁目９―14―406
債務者　加藤　　寿
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２０６号
東京都板橋区中台３丁目27　H―407
債務者　持丸　勇人
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２１０号
東京都中野区上高田３丁目17―11―302
債務者　戸田　康之
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２１１号
東京都板橋区大谷口上町65―５―202
債務者　九鬼　祐一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第２３０号
千葉県松戸市常盤平４丁目６番地の３　カーサグラン松戸104号
債務者　秋山　正一（旧姓畑中）
1　主文　当裁判所が平成28年３月25日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の氏名につき、「畑中正一」とあるを、「秋山　正一（旧姓畑中）」と、債務者の住所につき、「千葉県市川市大和田５―５―５、住民票上の住所千葉県市川市曽谷４丁目13番３号」とあるを、「千葉県松戸市常盤平４丁目６番地の３　カーサグラン松戸104号」と各更正する。
2　決定年月日　平成28年６月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１６６号
さいたま市桜区桜田３丁目３番１号
破産者　株式会社丸栄
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９３号
名古屋市西区五才美町283番地
破産者　青山株式会社
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２７号
大阪市浪速区難波中３丁目５番２号
破産者　株式会社なんばミヤタ
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４号
堺市北区北花田町３丁31―７
破産者　新栄工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２７号
大阪府羽曳野市島泉６丁目１番20号
破産者　株式会社翔美
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１号
岡山県新見市哲多町花木2058番地
破産者　小藤　哲夫
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第１８７号
大津市大谷町12番16号
破産者　和田株式会社
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０９号
（最後の住所）兵庫県西宮市山口町上山口４―26―14老人保健施設幸泉エルズ、住民票上の住所兵庫県西宮市樋ノ口町１丁目４番７号
（前住所）兵庫県西宮市南甲子園１丁目２番15号
破産者　被相続人亡東田憲侑相続財産
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６号
（最後の住所）神戸市須磨区白川字上側地132番地
破産者　被相続人亡井出昭二相続財産
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部